

社会福祉法人真岡市社会福祉協議会法人後見運営委員会

設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人真岡市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う成年後見制度における法人後見事業（以下「事業」という。）の実施に当たり、受任の適否の判断、事業の指導を行い、適正な事業を担保する目的のため、社会福祉法人真岡市社会福祉協議会法人後見事業実施要綱第4条の規定により、法人後見運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(機能)

第2条 前条の目的を達成するため、運営委員会は次に掲げる業務を行う。

(1) 成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という。）

の受任及び辞任の申立てに関する審査

(2) 成年被後見人等からの苦情申立てに対する調査、調整及び審査

(3) 本会から諮問を受けた事項に関する答申

(4) 本会の事業に対する監督、指導及び助言

(5) その他本会及び運営委員会が必要と認める事項

(委員構成及び委嘱)

第3条 運営委員会は、7人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から本会の会長（以下「会長」という。）

が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 法律関係者

- (3) 医療関係者
 - (4) 福祉関係者
 - (5) 行政関係者
 - (6) その他会長が適任であると認める者
- (任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(運営委員会)

第6条 運営委員会は委員長が招集する。

2 委員長は運営委員会を代表し、会議の議長となる。

3 運営委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、あらかじめ書面をもって、運営委員会に付議される事項についての意思表示をした者は、出席したものとみなす。

4 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(情報の公開及び管理)

第7条 個人情報の保護とともに、事業の信頼性を確保する観点から、運営委員会及び審査に関わる資料は非公開とする。

(事務局)

第8条 運営委員会の事務局は、本会において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。